幹事会事前審議結果

件名:津波評価技術の体系化に関する研究(その9)

原子力発電所における津波評価技術の向上は、原子力施設の継続的な安全性向上に寄与するものである。一般防災においても本研究で得られる成果は活用できるものであり、研究内容に公益性があると判断される。利益相反生じる可能性がある委員として、研究委託会社(11 社)、電力中央研究所に加え、研究対象によっては一部コンサルタント会社が津波評価を受託する可能性、一部建設会社が津波対策工を受託する可能性がある。これらをすべて合わせても委員総数の半数以下であることを確認した。

| 審査項目 | 審査基準 | チェック |
|------|---|-----------|
| 記載事項 | 契約に必要な下記情報が示されているか?(土木学会受託研究取扱規程第 | V |
| | 5条3) | |
| | (1) 受託研究の名称 | |
| | (2) 受託研究の目的および細目 | |
| | (3) 受託研究の実施期間 | |
| | (4) 受託研究に要する予定経費 | |
| | (5) 前号の経費の支払条件および清算に関する事項 | |
| | (6) 契約の変更に関する事項 | |
| | (7) 報告書に関する事項 | |
| | (8) 工業所有権、著作権の帰属等の取扱 | |
| | (9) その他必要と認める事項 | |
| 活動方針 | 受託研究は、土木工学および土木技術の進展に寄与し、かつ、高度の学識・ | \square |
| | 技術経験を要すると認められるものか?(土木学会受託研究取扱規程第 2 | |
| | 条) | |
| | 原子力施設の安全・安心の向上と学術・技術の進展に寄与するものである | \square |
| | か?(原子力土木委員会規則第1条) | |
| 公益性 | 研究内容が特定の個人又は団体の利益に関わるものでないか?(土木学会 | \square |
| | 受託研究取扱規程第4条2) | |
| | (補足 1) 直接的な受益者が特定の範囲の者に限られない場合、公益性があると 判断する。 | |
| | (補足 2) 受益者が特定の範囲の者に限られる場合であっても、その受益の効果 | |
| | が社会全体や広い範囲に及ぶことを意図して研究を実施し(例えば、論 | |
| | 文などで結果を公表する等)、その研究を媒介にして広い範囲に利益が | |
| | 及ぶ場合も、公益性があると判断する。 | |
| 利益相反 | 利益相反に配慮されているか?(土木学会受託研究取扱規程第6条2) | |
| | 委託会社は明記されているか? | \square |
| | 委託側の委員は明確にされているか?* | Ø |
| | 委託側の委員は委員総数の半数以下であるか?* | Ø |

*委員会側での実施事項